

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第45号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和元年5月10日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「中島港の産業廃棄物に関する書類（出島河川敷における違反者への河川法第77条による資料等全部（H19～H23まで）（河川整備課、環境管理課、環境指導課、運輸政策課、南部総合県民局県土整備部）」の公文書公開請求（以下「本件請求に係る公文書」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年5月23日、実施機関は、本件請求に対して「請求に係る公文書は作成しておらず、不存在であるため」とのことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年5月31日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和2年3月26日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あるべき資料を隠した。

2 審査請求の理由

県は、公文書公開請求を認め書類を出せ。

第4 実施機関の説明要旨

公文書公開請求書によると、審査請求人が公開を要求している公文書は、「中島港

の産業廃棄物に関する書類（出島河川敷における違反者への河川法第77条による資料等全部（H19～H23まで）」である。

しかし、実施機関は河川法を所管しておらず、河川法第77条に基づいて何らかの措置を採ることはない。そのため、審査請求人のいう「河川法第77条による資料等」についても作成しておらず、不存在である。

以上により、実施機関は、当該公文書公開請求について、条例第12条第3項の規定により拒否をしたものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年3月26日	諮問
令和6年2月15日 第2部会（第8回）	審議
同 年 3 月 1 8 日 第2部会（第9回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

実施機関は本件請求に係る公文書は作成しておらず、不存在であると主張している。審査請求人は実施機関の主張に対して、あるべき書類を隠したとし、県は、公文書公開請求を認め書類を出せと主張している。

以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件請求に係る公文書の保有の有無について

実施機関は弁明書において、運輸政策課は河川法を所管しておらず、河川法第77条に基づいて何らかの措置を取ることではない。そのため、審査請求人のいう「河川法第77条による資料等」についても作成しておらず、不存在であると主張している。

徳島県の組織・権限に関する規定等を確認したところ、運輸政策課が所掌している事務に、河川法に関する事務は規定されておらず、河川法に係る事務を分掌している組織は、「河川整備課」、「徳島県東部県土整備局」及び「総合県民局県土整備部」となっている。

運輸政策課の所掌している事務としては、運輸、交通及び港湾行政に関する施策や

港湾計画に関する事務等があるが、当該事務において河川法に係る事務はない。以上を踏まえると、当該公文書を保有していないとする実施機関の主張に特に不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
榊本 久実	税理士	